

○郡山市地域生活支援事業実施規則

平成18年9月28日

郡山市規則第64号

改正 平成19年3月29日郡山市規則第19号
平成19年6月29日郡山市規則第45号
平成20年3月27日郡山市規則第10号
平成20年3月27日郡山市規則第28号
平成20年7月8日郡山市規則第48号
平成22年3月29日郡山市規則第13号
平成22年9月27日郡山市規則第34号
平成24年12月18日郡山市規則第60号
平成25年3月27日郡山市規則第34号
平成26年3月26日郡山市規則第23号
平成26年9月30日郡山市規則第54号
平成27年1月30日郡山市規則第3号
平成27年12月28日郡山市規則第113号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 相談支援事業（第5条）

第3章 意思疎通支援事業

第1節 手話通訳者等派遣事業（第6条—第15条）

第2節 重度障害者入院時意思疎通支援事業（第15条の2—第15条の12）

第4章 日常生活用具給付等事業

第1節 日常生活用具給付等事業（第16条—第29条）

第2節 住宅改修費等助成事業（第30条—第40条）

第3節 点字図書給付事業（第41条—第50条）

第5章 地域生活支援給付費により行う事業

第1節 総則（第51条—第60条）

第2節 移動支援事業（第61条—第63条）

第3節 日中一時支援事業（第64条—第66条）

第6章 地域活動支援センター事業（第67条—第70条）

第7章 訪問入浴サービス事業（第71条—第79条）

第8章 更生訓練費給付事業（第80条—第85条）

第9章 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（第86条）

第10章 芸術・文化講座開催等事業（第87条）

第11章 点字・声の広報等発行事業（第88条）

第12章 意思疎通支援を行う者の養成研修事業（第89条）

第13章 自動車運転免許取得・改造事業

第1節 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業（第90条—第97条）

第2節 身体障害者用自動車改造費助成事業（第98条—第104条）

第14章 障害児支援体制整備事業（第105条・第106条）

第15章 雑則（第107条・第108条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25規則34・一部改正）

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙1地域生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（平20規則48・平25規則34・一部改正）

（事業内容）

第3条 郡山市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、要綱に基づき、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 意思疎通支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 地域生活支援給付費により行う事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 訪問入浴サービス事業
- (7) 更生訓練費給付事業
- (8) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (9) 芸術・文化講座開催等事業
- (10) 点字・声の広報等発行事業
- (11) 意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (12) 自動車運転免許取得・改造事業
- (13) 障害児支援体制整備事業

（平20規則48・平25規則34・平26規則23・平26規則54・一部改正）

（事業の実施方法）

第4条 福祉事務所長は、前条各号に掲げる事業を自ら実施するほか、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託し、又は補助することができる。

（平26規則54・一部改正）

第2章 相談支援事業

第5条 福祉事務所長は、相談支援事業として、障害者等、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与及び権利擁護のために必要な援助を行うものとする。

(平26規則54・一部改正)

第3章 意思疎通支援事業

(平25規則34・改称)

第1節 手話通訳者等派遣事業

(平26規則54・節名追加)

(事業の内容)

第6条 福祉事務所長は、意思疎通支援事業として、視覚、聴覚、音声機能、言語機能その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話通訳、要約筆記その他の方法により当該障害者等とその他の者の意思の疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣及び手話通訳者の設置を行うものとする。

(平25規則34・全改、平26規則54・一部改正)

(定義)

第7条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害を有するものをいう。
- (2) 手話通訳者等 障害者等の福祉に理解と熱意を有し、障害者等に手話通訳等を行う者で第10条第3項の規定による登録を受けたものをいう。

(平25規則34・平26規則54・一部改正)

(派遣の対象者等)

第8条 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、市内に居住地を有する者で、手話通訳者等がいなければ、相互の円滑な意思の疎通を図ることが困難なものとする。

(平25規則34・一部改正)

第9条 手話通訳者等の派遣は、障害者等が意思の疎通を円滑に行えないことにより、社会生活上支障があると認められた場合に行う。

2 手話通訳者等の派遣を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、福祉事務所長が必要であると認めるときは、この限りでない。

(平25規則34・平26規則54・一部改正)

(手話通訳者等の登録)

第10条 手話通訳者等の登録を希望する者は、手話通訳者・要約筆記奉仕員登録申請書（第1号様式）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、登録の可否を決定し、手話通訳者・要約筆記奉仕員登録決定（却下）通知書（第2号様式）により当該登録を希望する者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、前項の規定により登録することを決定したときは、手話通訳者・要約筆記奉仕員登録台帳（第3号様式）に登録するとともに、手話通訳者・要約筆記奉仕員登録証（第

4号様式)を当該登録を受けた者に交付する。

(平20規則28・平26規則54・一部改正)

(申請)

第11条 手話通訳者等の派遣を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)は、意思疎通支援事業申請書(第5号様式)を福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める場合は、口頭、電話、ファクシミリ等により申請することができる。

2 前項ただし書の規定により手話通訳者等の派遣を受けようとする者が次条第1項の通知を受ける前に派遣を受けた場合は、速やかに福祉事務所長に報告するものとする。この場合において、同条第2項に規定する依頼は行わない。

(平20規則28・平25規則34・平26規則54・一部改正)

(決定等)

第12条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、手話通訳者等の派遣の可否を決定し、意思疎通支援事業決定(却下)通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により手話通訳者等を派遣することを決定したときは、派遣する手話通訳者等を選定し、意思疎通支援事業依頼書(第7号様式)により当該選定した手話通訳者等に手話通訳等の依頼を行うものとする。

(平20規則28・平25規則34・平26規則54・一部改正)

(報告等)

第13条 手話通訳者等は、派遣された日の属する月分の手話通訳等の活動を意思疎通支援事業活動報告書(第8号様式)により当該月の翌月の10日までに福祉事務所長に報告しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の報告を受けた日の属する月の翌月末日までに、別に定めるところにより算定した報償金等を手話通訳者等に支払うものとする。

(平20規則28・平25規則34・平26規則23・平26規則54・一部改正)

(費用の負担)

第14条 手話通訳者等の派遣に係るこれを利用した者の負担は、無料とする。

(平25規則34・一部改正)

(遵守事項)

第15条 手話通訳者等は、市の意思疎通支援事業において手話通訳等の活動を行うに当たっては、常に障害者等の人権を尊重し、誠意をもって活動するとともに、当該事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(平25規則34・一部改正)

第2節 重度障害者入院時意思疎通支援事業

(平26規則54・追加)

(事業の内容)

第15条の2 福祉事務所長は、意思疎通支援事業として、重度の障害により意思の疎通に支障がある障害者等が医療機関(病院及び診療所をいう。以下この節において同じ。)に入院する場合に、入院中における医師、看護師等の医療従事者との意思疎通を支援するための事業(以下

「入院時意思疎通支援事業」という。)を行うものとする。

2 入院時意思疎通支援事業は、前項に規定する障害者等が、当該障害者等との意思疎通に熟達した者を入院時意思疎通支援員（以下この節において「支援員」という。）として派遣を受け、意思の疎通を援助する支援（以下この節において「入院時意思疎通支援」という。）を受ける場合に、その利用に係る費用の一部を入院時意思疎通支援給付費（以下この節において「給付費」という。）として支給することにより行うものとする。

（平26規則54・追加）

（入院時意思疎通支援の対象者）

第15条の3 前条第2項に規定する給付費の支給を受けることができる者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住地を有し、医療機関に入院中の者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である者
- (2) 意思の伝達が困難な者（意思疎通が不可能な者を除く。）
- (3) 両上肢に機能障害があるため、手話、筆記等が困難である者
- (4) 親族等による介護者がいない者又はこれに準ずる者

（平26規則54・追加）

（入院時意思疎通支援を提供する者）

第15条の4 入院時意思疎通支援を提供する事業者（以下この節において「支援事業者」という。）は、指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）であって、現に当該対象者が利用している又は利用していた重度訪問介護等の障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を提供する事業者とする。

（平26規則54・追加）

（支援員）

第15条の5 支援員は、前項に規定する支援事業者に所属し、日頃から対象者への支援に携わり、かつ、対象者の障害の特性を理解し、対象者との意思疎通に熟達した者とする。

（平26規則54・追加）

（支給量の上限等）

第15条の6 第15条の2第2項に規定する給付費の支給対象とする入院時意思疎通支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援員の派遣の総支給量は、対象者の入院1回につき200時間を限度とし、かつ、1日当たりの支給量は、5時間を限度とする。
- (2) 入院時意思疎通支援は、入院時における対象者と医師、看護師等の医療従事者との意思疎通の円滑化を図る支援に限るものとする。

（平26規則54・追加）

（申請等）

第15条の7 入院時意思疎通支援を利用し、給付費の支給を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付費支給申請書（第8号様式の2）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付費の支給の可否を決定し、郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付費支給決定（却下）通知書

(第8号様式の3)により申請者に通知するものとする。

(平26規則54・追加)

(給付費の支給)

第15条の8 福祉事務所長は、前条第2項に規定する支給の決定を受けた者(以下この節において「受給者」という。)が支援事業者から入院時意思疎通支援の提供を受けた場合は、当該受給者に対し、当該入院時意思疎通支援に要した費用について給付費を支給する。

2 給付費の額は、当該入院時意思疎通支援に通常要する費用として、次に掲げる算定の基準により算出した費用の額の合計額(その額が現に当該入院時意思疎通支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に入院時意思疎通支援に要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。

(1) 入院時意思疎通支援の提供を受けた日の最初の1時間は、1,500円とする。

(2) 前号に定める最初の1時間を超えたときは、30分ごとに750円を加算する。

3 福祉事務所長は、必要と認めるときは、受給者に対して支給すべき給付費に相当する額を当該入院時意思疎通支援を提供した支援事業者に対し当該受給者に代わり支払うことができる。この場合において、当該支援事業者に対して支払う給付費に相当する額の限度において当該受給者に対し給付費を支給したものとみなす。

(平26規則54・追加)

(支給決定の取消し)

第15条の9 福祉事務所長は、次の各号に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 当該受給者が市内に居住地を有しなくなったとき。

(2) 当該受給者が虚偽の申請又は不正の行為によって支給決定を受けたとき。

(3) その他福祉事務所長が必要と認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、当該受給者に対し、郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付費支給取消通知書(第8号様式の4)により通知するものとする。

(平26規則54・追加)

(支援事業者の責務)

第15条の10 支援事業者は、受給者と入院時意思疎通支援の利用契約を締結するときは、あらかじめ、入院時意思疎通支援を行う事業所の運営規程の概要、支援員による支援体制、事故発生時の対応及び苦情解決の体制等の重要事項について、受給者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、受給者に文書を交付して説明を行うものとする。

(平26規則54・追加)

(給付費の額の特例)

第15条の11 受給者が同一の月に受けた入院時意思疎通支援に要した費用の額から第15条の8第2項の規定により算出された当該同一の月における給付費の額を控除した額が、別表第3に規定する負担上限月額を超えるときは、同項の規定により算出した額に90分の100を乗じて得た額から当該負担上限月額を控除した額を給付費とする。

(平26規則54・追加)

(給付費の請求)

第15条の12 支援事業者が給付費を請求する場合は、郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付

費請求書（第8号様式の5）に郡山市重度障害者入院時意思疎通支援実績報告書（第8号様式の6）を添えて、支援を提供した月分の請求をその翌月10日までに福祉事務所に提出するものとする。

（平26規則54・追加）

第4章 日常生活用具給付等事業

第1節 日常生活用具給付等事業

（事業の内容）

第16条 福祉事務所長は、日常生活用具給付等事業として、障害者等に対し、日常生活用具（以下この節において「用具」という。）の給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜（以下「給付等」という。）を供与するものとする。

（対象者）

第17条 日常生活用具給付等事業の対象者は、市内に居住地を有する者（法第19条第3項の規定により本市の支給決定を受けた障害者等又は介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定により本市の被保険者となった者で、市外に住所を有するものを含む。）のうち、別表第1の対象障害欄に掲げる障害を有する者で、給付基準欄に掲げる等級又は程度に該当するものとする。ただし、介護保険法の規定により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者及び他の市区町村から本市の給付等に相当する供与を受けることができる者を除く。

（平22規則13・一部改正）

（用具の種目及び給付等）

第18条 給付等の対象となる用具の品目は、別表第1の品目欄に掲げる用具とする。

2 既に給付等を受けている用具と同一の用具の再交付については、前回の給付等の日から別表第1の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は行わないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、用具の修理が不能となって用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

3 前項に規定する期間を経過した後においても、用具の修理が不能の場合、用具を再交付した方が既に交付した用具の修理より経済的であると認められる場合又は用具の操作機能の改善により新たな用具を使用した方が障害者が用具を使用する上で効用が明らかに向上すると認められる場合は、用具の給付等を行うものとする。

（申請）

第19条 用具の給付等を受けようとする障害者等（以下この節において「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（第9号様式）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を福祉事務所長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 申請者が障害児の場合は当該障害児の属する世帯全員、申請者が障害者の場合は申請者及びその配偶者について、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を確認することができる書類

(2) 前号に規定する書類により証明される事実を福祉事務所長が公簿等により確認することについて同意する旨の同意書

(3) 前2号の書類のほか第24条第1項の規定により納入義務者が支払うべき額の算定のために必要な事項に関する書類

(平27規則113・一部改正)

(調査)

第20条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付等調査書（第10号様式）を作成しなければならない。

(決定)

第21条 福祉事務所長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには日常生活用具給付決定通知書（第11号様式）又は日常生活用具貸与決定通知書（第12号様式）により、給付等を却下したときは日常生活用具給付（貸与）却下通知書（第13号様式）により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第22条 福祉事務所長は、前条の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（第14号様式。以下この節において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前条の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、当該用具の製作又は販売を業とする者（以下この節において「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第23条 第21条の規定により用具の貸与の決定を受けた者（以下この節において「貸与決定者」という。）に貸与する用具の引渡し及び引取りは、当該用具を使用する貸与決定者の居住地において行うものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日から貸与決定者が施設に入所する等により用具を必要としなくなるまでとする。

(費用の負担)

第24条 給付決定者又はその扶養義務者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、法に規定する補装具費の支給の例による。

(業者への支払)

第25条 福祉事務所長は、業者が給付券を添付して用具の給付に係る費用を請求したときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額欄に定める額の範囲内とする。

(平26規則54・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第26条 給付決定者及び貸与決定者は、用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第27条 福祉事務所長は、給付決定者及び貸与決定者が偽りその他不正な手段により用具の給付等を受けたとき又は前条の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させ、又は貸与した用具を返還させることができる。

2 貸与決定者は、用具を使用する必要が無くなったときは、速やかにその旨を福祉事務所に申し出るとともに、貸与された用具を返還しなければならない。

(平26規則54・一部改正)

(排泄管理支援用具の特例)

第28条 福祉事務所長は、次に掲げるところにより、排泄管理支援用具（以下「ストマ用装具」という。）の給付を行うものとする。

(1) 給付券は、暦月を単位として2月ごとに1枚を交付すること。

(2) 別表第1の基準額の範囲内で1月に必要とするストマ用装具に相当する額の2倍の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 申請1回につき給付券を3枚まで一括して交付すること。

(4) 第24条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について1枚ごとに行うこと。

(台帳の整備)

第29条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（第15号様式）及び日常生活用具貸与台帳（第16号様式）を整備するものとする。

第2節 住宅改修費等助成事業

(事業の内容)

第30条 福祉事務所長は、住宅改修費等助成事業として、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合に、住宅の改修工事費及び居住生活動作補助用具の購入費（以下「住宅改修費等」という。）を給付するものとする。

(対象者)

第31条 住宅改修費等助成事業の対象者は、市内に居住地を有し、下肢若しくは体幹の障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害者等であってその障害の程度が3級以上のものとする。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢の障害の程度が2級以上の者に限る。

(住宅改修費等の範囲)

第32条 住宅改修費等の対象は、次に掲げる住宅の改修工事費及び居住生活動作補助用具の購入費とする。

(1) 手すりの取付け

(2) 段差の解消

(3) 滑り防止又は移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更

(4) 出入りの円滑化のための引き戸等への扉の取替え

(5) 排便の円滑化のための洋式便器等への便器の取替え

(6) その他前各号に付随して必要となる住宅の改修工事

(住宅改修費等の給付条件)

第33条 住宅改修費等の給付は、障害者等が現に居住する住宅（借家の場合は、家主の承諾を得たものに限る。）について行うものとし、身体の状態、住宅の状態等を勘案して福祉事務所長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第34条 住宅改修費等の給付を受けようとする障害者等（以下この節において「申請者」という。）

は、住宅改修費等給付申請書（第17号様式）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を福祉事務所長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 申請者が障害児の場合は当該障害児の属する世帯全員、申請者が障害者の場合は申請者及びその配偶者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を確認することができる書類

(2) 前号に規定する書類により証明される事実を福祉事務所長が公簿等により確認することについて同意する旨の同意書

(3) 前2号の書類のほか第38条第1項の規定により納入義務者が支払うべき額の算定のために必要な事項に関する書類

（平27規則113・一部改正）

（調査）

第35条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、住宅改修費等給付調査書（第18号様式）を作成しなければならない。

（決定）

第36条 福祉事務所長は、前条の調査により住宅改修費等の給付を決定したときは住宅改修費等給付決定通知書（第19号様式）により、住宅改修費等の給付を却下したときは住宅改修費等給付却下通知書（第20号様式）により、申請者に通知するものとする。

（住宅改修費等の給付）

第37条 福祉事務所長は、前条の規定により住宅改修費等の給付を決定したときは、住宅改修費等給付券（第21号様式。以下この節において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前条の規定により住宅改修費等の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、住宅の改修工事又は居住生活動作補助用具の販売を業とする者（以下この節において「業者」という。）に給付券を提出して住宅改修費等の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第38条 給付決定者又はその扶養義務者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部を業者に支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、法に規定する補装具費の支給の例による。

（業者への支払）

第39条 福祉事務所長は、業者が給付券を添付して住宅改修費等の給付に係る費用を請求したときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、市が給付する住宅改修費等の額は、20万円を限度とする。

（平26規則54・一部改正）

（費用の返還）

第40条 福祉事務所長は、給付決定者が偽り、その他不正な手段により住宅改修費等の給付を受けたときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（平26規則54・一部改正）

第3節 点字図書給付事業

(事業の内容)

第41条 福祉事務所長は、点字図書給付事業として、視覚障害者にとって重要な情報の入手の手段である点字図書を給付するものとする。

(定義)

第42条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する視覚障害を有するものをいう。
- (2) 点字図書 月刊、週刊等で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。
- (3) 点字出版施設 身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物の出版に係る事業を主として行うものをいう。

(対象者)

第43条 点字図書給付事業の対象者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住地を有する者（法第19条第3項の規定により本市の支給決定を受けた障害者等又は介護保険法第13条の規定により本市の被保険者となった者で、市外に住所を有するものを含む。）のうち、視覚障害者で、情報の入手を点字によって行っているものとする。ただし、他の市区町村から本市の点字図書の給付に相当する供与を受けることができる者を除く。

（平22規則13・一部改正）

(給付の限度)

第44条 点字図書の給付は、対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(申請)

第45条 点字図書の給付を受けようとする障害者等（以下この節において「申請者」という。）は、点字図書給付申請書（第22号様式）に点字出版施設が発行する点字図書発行証明書（第23号様式。以下「証明書」という。）を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

(決定)

第46条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、点字図書の給付を決定したときは、点字図書給付台帳（第24号様式）に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第47条 証明書の交付を受けた者（以下この節において「受給者」という。）は、証明書に次条に規定する自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第48条 自己負担金は、点字に翻訳する以前の一般図書の購入価格に相当する額とする。

(点字出版施設への支払)

第49条 福祉事務所長は、点字出版施設が証明書を添付して点字図書の給付に係る費用を請求したときは、点字図書の価格から前条に規定する自己負担金を控除した額を支払うものとする。

（平26規則54・一部改正）

(費用の返還)

第50条 福祉事務所長は、受給者が偽りその他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(平26規則54・一部改正)

第5章 地域生活支援給付費により行う事業

第1節 総則

(申請等)

第51条 地域生活支援給付費により行う事業（移動支援事業及び日中一時支援事業をいう。）のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）の利用を希望する障害者等（未成年の障害者等にあつては、その保護者を含む。以下この章において「申請者」という。）は、地域生活支援給付費支給申請書（第25号様式）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を福祉事務所長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 申請者が属する世帯全員について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を確認することができる書類

(2) 前号に規定する書類により証明される事実を福祉事務所長が公簿等により確認することについて同意する旨の同意書

(3) 前2号の書類のほか次条に規定する地域生活支援給付費の額（第58条に規定する特例による額を含む。）の算定のために必要な事項に関する書類

3 福祉事務所長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、地域生活支援給付費の支給の要否を決定し、地域生活支援給付費支給決定通知書（第26号様式）又は地域生活支援給付費支給却下通知書（第27号様式）により結果を通知するものとする。この場合において、支給することに決定するときは、福祉事務所長は、月を単位として12月を超えない範囲で、地域生活支援サービスの量を定めて支給の決定（以下「支給決定」という。）を行うものとする。

4 福祉事務所長は、支給決定を行ったときは、申請者に対し支給する地域生活支援サービスの種類、支給量その他の必要事項を記載した地域生活支援サービス受給者証（第28号様式。以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

(平19規則19・平27規則113・一部改正)

(地域生活支援給付費)

第52条 福祉事務所長は、支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、地域生活支援サービスを提供する事業所として、市に登録している事業所（以下「地域生活支援サービス事業所」という。）から地域生活支援サービスを受けた場合は、受給者に対し当該地域生活支援サービスに要した費用について地域生活支援給付費を支給する。

2 地域生活支援給付費の額は、当該地域生活支援のサービスの種類ごとに通常要する費用として、別表第2の規定により算出した費用の額（その額が現に当該地域生活支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域生活支援サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

3 福祉事務所長は、必要と認めるときは、受給者に対して支給すべき地域生活支援給付費に相当する額を当該地域生活支援サービスを提供した地域生活支援サービス事業所に対し当該受給者に代わり支払うことができる。この場合、当該地域生活支援サービス事業所に対して支払う

地域生活支援給付費に相当する額の限度において当該受給者に対し地域生活支援給付費を支給したものとみなす。

(平22規則13・平26規則54・一部改正)

(支給決定の変更)

第53条 受給者は、現に受けている支給決定に係る支給量等を変更する必要があるときは、地域生活支援給付費支給変更申請書（第29号様式）により福祉事務所に当該支給決定の変更を申請することができる。

2 福祉事務所長は、当該受給者につき必要があると認める場合は、前項の申請又は職権により支給決定の変更を行うことができる。この場合において、福祉事務所長は、当該受給者に対し地域生活支援給付費支給変更決定通知書（第30号様式）により通知するとともに、受給者証の提出を求めるものとする。

(支給決定の取消し)

第54条 福祉事務所長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 当該受給者が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 当該受給者が支給決定の有効期限内に市の区域外に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) その他福祉事務所長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、当該受給者に対し、地域生活支援給付費支給取消通知書（第31号様式）により通知するとともに、当該受給者に受給者証及び受給者証返還届（第32号様式）の提出を求めるものとする。

(平26規則54・一部改正)

(変更の届出)

第55条 受給者は、支給決定の期間内において、当該受給者の氏名、住所等の変更が生じたときは、速やかに記載事項変更届（第33号様式）に当該受給者証を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

(受給者証の再交付)

第56条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、受給者証再交付申請書（第34号様式）を福祉事務所長に申請し再交付を求めるものとする。この場合において、受給者証を破損し、又は汚損したことにより当該申請を行うに当たっては、受給者証再交付申請書にその受給者証を添えなければならない。

2 受給者証の紛失により再交付を受けた受給者は、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市に返還しなければならない。

(地域生活支援サービス事業所)

第57条 第52条第1項に規定する地域生活支援サービス事業所として市に登録を希望する事業所は、地域生活支援サービス事業所登録届（第35号様式）に必要書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。

2 登録済みの地域生活支援サービス事業所において、既に登録してある内容に変更が生じた場合は、変更があった日の翌日から起算して10日以内に地域生活支援サービス事業所登録事項変更届（第36号様式）に必要書類を添えて福祉事務所長に届け出なければならない。

3 登録済みの地域生活支援サービス事業所が地域生活支援サービス事業所としての登録を廃止し、又は休止しようとするときは、地域生活支援サービス事業所登録廃止（休止）届（第37号

様式)により福祉事務所長に届け出なければならない。

(平26規則54・一部改正)

(地域生活支援給付費の額の特例)

第58条 第52条第1項に規定する受給者が同一の月に受けた地域生活支援サービスに要した費用の額の合計額から第52条第2項の規定により算出された当該同一の月における地域生活支援給付費の額を控除した額が、別表第3に規定する負担上限月額を超えるときは、同項の規定により算出した額に90分の100を乗じて得た額から当該負担上限月額を控除した額を地域生活支援給付費とする。

(平22規則13・一部改正)

(地域生活支援給付費の請求)

第59条 第57条に規定する地域生活支援サービス事業所が地域生活支援給付費を請求する場合は、地域生活支援給付費請求書(第38号様式)及び地域生活支援給付費明細書(第39号様式)に地域生活支援サービスの種類に応じ、移動支援事業実績記録票(第40号様式)又は日中一時支援事業実績記録票(第41号様式)を添えて福祉事務所長に請求するものとする。

2 地域生活支援サービス事業所は、受給者が負担する費用について、当該受給者が利用する地域生活支援サービス事業所が互いに連携を取りながら、地域生活支援事業利用者負担額管理表(第42号様式)を用いて、受給者証に記載されている利用者が負担する上限月額を超えないよう管理しなければならない。

(平19規則19・平26規則54・一部改正)

(高額地域生活支援給付費)

第60条 受給者が同一の月に受けた地域生活支援サービスに要した費用の合計額から、第52条第2項の規定により算出した当該同一の月における地域生活支援給付費の合計額又は第58条に規定する地域生活支援給付費の額を控除して得た額と法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用の額の合計額から同条第3項又は第4項の規定により算出された額を控除した額の総額が別表第3に規定する高額地域生活支援給付費算定基準額を超えるときは、当該超過する額(以下この条において「高額地域生活支援給付費」という。)を当該受給者に対して支給する。

2 高額地域生活支援給付費を申請する受給者は、高額地域生活支援給付費支給申請書(第43号様式)に必要書類を添えて福祉事務所長に提出するものとする。

3 福祉事務所長は、高額地域生活支援給付費の支給の要否を決定し、高額地域生活支援給付費支給・不支給決定通知書(第44号様式)により当該受給者に通知するものとする。

(平19規則19・平22規則13・平26規則54・一部改正)

第2節 移動支援事業

(事業の内容)

第61条 福祉事務所長は、移動支援事業(以下この節において「事業」という。)として、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うものとする。

(平22規則13・一部改正)

(実施方法)

第62条 福祉事務所長は、障害者等に対し地域の特性及び当該障害者等の利用の状況に応じ、個別的支援が必要な障害者等に対し、その個別的状況に対応した支援を行うものとする。

(対象者)

第63条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等、法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者等で市外の共同生活援助を利用している者又は市外に一時的に居住する障害者等で、社会生活上必要不可欠な外出若しくは社会参加するために必要な外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除くものとし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に事業による支援が特に必要であると福祉事務所長が認めたものとする。

(平26規則23・一部改正)

第3節 日中一時支援事業

(事業の内容)

第64条 福祉事務所長は、日中一時支援事業（以下この節において「事業」という。）として、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障害者等の日中における活動の場を確保するものとする。

(平22規則13・一部改正)

(対象者)

第65条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とする。

(利用定員及び職員の配置等)

第66条 事業の実施に伴う利用定員、職員の配置等については、福祉事務所長が別に定める。

(平26規則54・一部改正)

第6章 地域活動支援センター事業

(事業の内容)

第67条 福祉事務所長は、地域活動支援センター事業（以下この章において「事業」という。）として、障害者等の地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するものとする。

(平19規則19・旧第68条繰上、平26規則54・一部改正)

(対象者)

第68条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とする。

(平19規則19・旧第69条繰上)

(費用の負担)

第69条 事業に要する費用についての障害者等の負担は、無料とする。

(平19規則19・旧第70条繰上)

(事業実施の方法)

第70条 事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

(平19規則19・旧第71条繰上、平26規則54・一部改正)

第7章 訪問入浴サービス事業

(事業の内容)

第71条 福祉事務所長は、訪問入浴サービス事業（以下この章において「事業」という。）として、身体障害者の生活を支援するため、訪問により身体障害者の居宅において入浴サービスの提供を行うものとする。

(平19規則19・旧第72条繰上、平26規則54・一部改正)

(訪問入浴サービスの内容)

第72条 訪問により身体障害者の居宅において提供する入浴サービス（以下この章において「訪問入浴サービス」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入浴、清拭、洗髪等
- (2) 血圧、脈拍、体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導その他必要な処置

2 訪問入浴サービスは、第74条に規定する対象者の希望により週2回を限度とする。

(平19規則19・旧第73条繰上・一部改正)

(定義)

第73条 この章において「身体障害者」とは、居宅において常に仰臥し、自力で入浴することが困難な65歳未満の障害者等をいう。

(平19規則19・旧第74条繰上)

(対象者)

第74条 訪問入浴サービスの対象者は、市内に居住地を有する身体障害者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法の規定に基づき訪問入浴介護を受けることができる者を除く。

- (1) 医師が入浴可能と認めた者
- (2) その他福祉事務所長が必要と認めた者

(平19規則19・旧第75条繰上、平26規則54・一部改正)

(申請等)

第75条 訪問入浴サービスを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、訪問入浴サービス利用申請書（第45号様式）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定し、訪問入浴サービス利用決定（却下）通知書（第46号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、訪問入浴サービスを提供する決定をしたときは、訪問入浴サービス利用者名簿（第47号様式）に記録するものとする。

(平19規則19・旧第76条繰上・一部改正)

(届出及び意見書更新の義務)

第76条 前条第2項の規定により訪問入浴サービスを提供する決定の通知を受けた者又はその家族（以下「利用者等」という。）は、利用者等の状況に変更が生じたときは、訪問入浴サービス利用状況変更届（第48号様式）により速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

(平19規則19・旧第77条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正)

(入浴の停止又は取消し)

第77条 福祉事務所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴を停止し、又は訪問入浴サービスの提供を取り消すことができる。

- (1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 事業実施上支障のある行為があったとき。
- (3) 死亡し、市外に転出し、若しくは病院に入院し、又は障害者支援施設等に入所したとき。
- (4) その他福祉事務所長が訪問入浴サービスの必要がなくなったと認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により訪問入浴サービスによる入浴を停止し、又は訪問入浴サ

サービスの提供を取り消した場合は、訪問入浴サービス利用停止・取消通知書（第49号様式）により申請者に通知するものとする。

（平19規則19・旧第78条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）

（委託を受けた者の責務）

第78条 第4条の規定により事業の委託を受けた者は、この事業の趣旨を常に念頭に置いて事業を実施するとともに、事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（平19規則19・旧第79条繰上）

（費用の負担）

第79条 訪問入浴サービスの提供に係るこれを利用した者の費用の負担は、無料とする。

（平19規則19・旧第80条繰上）

第8章 更生訓練費給付事業

（事業の内容）

第80条 福祉事務所長は、更生訓練費給付事業（以下この章において「事業」という。）として、法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給するものとする。

（平19規則19・旧第81条繰上、平26規則54・一部改正）

（対象者）

第81条 事業の対象者は、法第19条第1項の規定により市の支給決定を受けた障害者等のうち就労移行支援事業若しくは自立訓練事業を利用している者、法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定障害者等である身体障害者のうち更生訓練を受けている者又は身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置若しくは入所の委託をされて更生訓練を受けている障害者等とする。ただし、法に基づく利用者負担額の生じない者に限る。

（平19規則19・旧第82条繰上）

（支給額）

第82条 更生訓練費の支給額は、訓練の内容等を勘案して必要と認められた経費及び通所のための経費を合算した額のうち福祉事務所長が適当と認められた額とする。

（平19規則19・旧第83条繰上、平26規則54・一部改正）

（申請）

第83条 事業を利用しようとする障害者等（次条において「申請者」という。）は、更生訓練費支給申請書（第50号様式）を福祉事務所長に提出するものとする。

（平19規則19・旧第84条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）

（決定）

第84条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、更生訓練費支給決定（却下）通知書（第51号様式）により申請者に通知するものとする。

（平19規則19・旧第85条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）

（代理受領等）

第85条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下この項において「支給決定者」という。）

は、更生訓練費に係る支給の申請の手続、その受領等（以下この項において「申請手続等」という。）を更生訓練を行う施設の長（以下この項において「施設長」という。）に委任することができるものとする。この場合において施設長は、支給決定者から支給の申請手続等に関する委任状を徴収しなければならない。

- 2 前項に規定する申請等は、更生訓練費支給申請書（施設用）（第52号様式）により行うものとする。

（平19規則19・旧第86条繰上・一部改正）

第9章 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

第86条 福祉事務所長は、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催するものとする。

- 2 前項に規定する事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

- 3 福祉事務所長は、スポーツ・レクリエーション教室等の開催に際し、参加する障害者の事故防止に十分留意しなければならない。

（平19規則19・旧第87条繰上、平26規則54・一部改正）

第10章 芸術・文化講座開催等事業

第87条 福祉事務所長は、芸術・文化講座開催等事業として、障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展、音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものとする。

- 2 福祉事務所長は、芸術・文化活動を行っている障害者等を把握し、その名簿を作成するとともに、民間の芸術・文化活動の情報を収集し、障害者等に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うものとする。

（平19規則19・旧第88条繰上）

第11章 点字・声の広報等発行事業

第88条 福祉事務所長は、点字・声の広報等発行事業として、文字による情報入手が困難な障害者等に、点訳、音訳その他の障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者に関係する事業の紹介、生活情報その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に障害者に提供するものとする。

（平19規則19・旧第89条繰上）

第12章 意思疎通支援を行う者の養成研修事業

（平25規則34・改称）

第89条 福祉事務所長は、意思疎通支援を行う者の養成研修事業として、障害者等（第7条第1号に規定する障害者等をいう。）との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される意思疎通支援を行う者の養成研修を行う。

- 2 前項に規定する養成研修の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

（平19規則19・旧第90条繰上、平25規則34・一部改正）

第13章 自動車運転免許取得・改造事業

第1節 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

（事業の内容）

第90条 福祉事務所長は、身体障害者自動車運転免許取得費助成事業（以下この節において「事業」という。）として、障害者等の就労等社会活動への参加の促進を図るため、障害者等に対して自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下この章において同じ。）の運転免許（道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。以下この章において「免許」という。）の取得に要する費用（以下この節において「取得費」という。）の一部を助成するものとする。

（平19規則19・旧第91条繰上、平26規則54・一部改正）

（助成の対象者）

第91条 自動車の免許の取得費の助成（以下この節において「助成金」という。）を受けることができる者（以下この節において「対象者」という。）は、市内に居住地を有する身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた下肢に障害を有する者（体幹の障害により歩行困難な者を含む。）及び聴覚障害者で、道路交通法第96条に規定する運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のために免許を取得しようとするものとする。

（平19規則19・旧第92条繰上、平20規則28・一部改正）

（助成金の額）

第92条 この節の規定により支給する助成金の額は、免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他福祉事務所長が必要と認める経費をいう。）の3分の2を上限とする額とする。ただし、10万円を限度とする。

（平19規則19・旧第93条繰上、平26規則54・一部改正）

（申請）

第93条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、自動車学校に入校する前に身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書（第53号様式）に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 自動車の免許の取得費に関する内訳書
- (2) その他福祉事務所長が必要と認める書類

（平19規則19・旧第94条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）

（決定等）

第94条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは申請内容を審査し、助成金の支給を決定したときは身体障害者自動車運転免許取得費助成決定通知書（第54号様式）により、助成金の支給を却下したときは身体障害者自動車運転免許取得費助成却下通知書（第55号様式）により申請者に通知するものとする。

（平19規則19・旧第95条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）

（請求等）

第95条 前条の規定により支給の決定の通知を受けた者（以下この節において「決定者」という。）は、免許の取得後速やかに身体障害者自動車運転免許取得費助成請求書（第56号様式）に運転免許証の写し及び免許の取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

（平19規則19・旧第96条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）

(助成金の返還)

第96条 福祉事務所長は、決定者が偽りその他不正な手段により助成金を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(平19規則19・旧第97条繰上、平26規則54・一部改正)

(台帳)

第97条 福祉事務所長は、決定者に係る身体障害者自動車運転免許取得費助成受給台帳(第57号様式)を整備するものとする。

(平19規則19・旧第98条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正)

第2節 身体障害者用自動車改造費助成事業

(事業の内容)

第98条 福祉事務所長は、身体障害者用自動車改造費助成事業として、障害者等が自立した生活を営み、社会活動に参加し、又は就労すること(以下「就労等」という。)に伴い、自らが所有して運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成するものとする。

(平19規則19・旧第99条繰上、平26規則54・一部改正)

(対象者)

第99条 自動車の改造費の助成(以下この節において「助成金」という。)を受けることができる者(以下この節において「対象者」という。)は、市内に居住地を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下この節において「身体障害者手帳」という。)の交付を受け、上肢、下肢又は体幹の障害の程度が1級又は2級の者
- (2) 自動車の免許(以下この節において「運転免許証」という。)を有する者
- (3) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を利用するうえで、当該自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある者
- (4) 助成金の支給を行う月において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づいて支給する特別障害者手当が、同法第26条の5で準用する同法第20条の規定により支給の制限を受けない者

(平19規則19・旧第100条繰上)

(助成金の額)

第100条 この節の規定により支給する助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費(当該装置があらかじめ装備された自動車を購入する場合にあっては、同型式の通常車両の本体価格との差額を改造に要する経費とみなす。)は、1件当たり10万円を限度とする。この場合において、助成金の支給は、1車両につき1回限りとする。

(平19規則19・旧第101条繰上)

(申請)

第101条 助成金の支給を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、自動車の改造前に身体障害者用自動車改造費助成申請書(第58号様式)に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の身体障害者手帳の写し
- (2) 申請者の運転免許証の写し
- (3) 見積書(自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの)

(4) その他福祉事務所長が必要と認める書類

(平19規則19・旧第102条繰上・一部改正、平20規則28・平26規則54・一部改正)

(決定等)

第102条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは申請の内容を審査し、助成金の支給を決定したときは身体障害者用自動車改造費助成決定通知書(第59号様式)により、助成金の支給を却下したときは身体障害者用自動車改造費助成却下通知書(第60号様式)により申請者に通知するものとする。

(平19規則19・旧第103条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正)

(請求等)

第103条 前項の規定により助成金の支給を決定する通知を受けた者(以下「決定者」という。)は、自動車の改造が完了したときは、速やかに身体障害者用自動車改造費助成請求書(第61号様式)に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(平19規則19・旧第104条繰上・一部改正、平26規則54・一部改正)

(助成金の返還)

第104条 福祉事務所長は、決定者が虚偽その他不正な手段により助成金を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(平19規則19・旧第105条繰上、平26規則54・一部改正)

第14章 障害児支援体制整備事業

(平26規則23・追加)

(事業の内容)

第105条 福祉事務所長は、障害児支援体制整備事業(以下この章において「事業」という。)として、障害児やその家族が地域で安心して生活することができるよう児童発達支援センターの機能強化を図る等の地域支援体制の整備を行うものとする。

(平26規則23・追加、平26規則54・一部改正)

(事業実施の方法)

第106条 事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平26規則23・追加、平26規則54・一部改正)

第15章 雑則

(平19規則19・旧第15章繰上、平26規則23・旧第14章繰下)

(支給の増額)

第107条 福祉事務所長は、災害その他特別な事由があると認めたときは、第3条各号に掲げる事業のうち障害者等に費用負担の生じる事業についてその費用負担を軽減するため、この規則に定める助成金等を増額して支給することができるものとする。

2 前項の規定により助成金等を増額して支給を受けようとする者は、郡山市地域生活支援事業助成金等支給額増額申請書(第62号様式)を福祉事務所長に提出するものとする。

3 福祉事務所長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、増額支給の可否を決定し、郡山市地域生活支援事業助成金等支給額増額決定(却下)通知書(第63号

様式)により当該申請者に通知するものとする。

(平19規則19・旧第107条繰上・一部改正、平26規則23・旧第105条繰下、平26規則54・一部改正)

(補則)

第108条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平19規則19・旧第108条繰上、平26規則23・旧第106条繰下)

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年郡山市規則第19号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成19年郡山市規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成20年郡山市規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定に基づき交付された資格者証等は、当該資格者証等の有効期間が満了するまでの間は、改正後の規則の規定により交付された資格者証等とみなす。

附 則 (平成20年郡山市規則第28号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年郡山市規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の郡山市地域生活支援事業実施規則の規定は、平成20年7月以後の月分の地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の額の算定について適用し、同年6月分までの地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 平成20年7月1日からこの規則の施行の日前までに改正前の第10号様式の規定により作成された調査書は、改正後の第10号様式の規定により作成された調査書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の第43号様式の規定により提出されている申請書は、改正後の第43号様式の規定により提出された申請書とみなし、平成20年7月以後の月分の高額地域生

活支援給付費の支給に係るものとして取り扱うものとする。

- 5 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成22年郡山市規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定は、平成22年4月以後の月分の地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の額の算定について適用し、同年3月分までの月分の地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成22年郡山市規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成22年10月以後の月分の地域生活支援サービスに要する費用の額の算定について適用し、同年9月分までの地域生活支援サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成24年郡山市規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定は、平成24年7月以後の月分の地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の額の算定について適用し、同年6月までの月分の地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成25年郡山市規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年郡山市規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により提出されている申請書は、改正後の規定により提出された申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年郡山市規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限る。）及び第10号様式の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年郡山市規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年郡山市規則第113号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（郡山市地域生活支援事業実施規則の一部改正に伴う経過措置）

14 この規則の施行の際現に提出されている第7条の規定による改正前の郡山市地域生活支援事業実施規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市地域生活支援事業実施規則の様式によるものとみなす。

15 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第17条、第18条、第25条関係）

（平25規則34・平26規則23・平27規則3・一部改正）

番号	枝番	区分	品目	規格・仕様等	基準額 (円)	対象障害	給付基準	耐用 年数
1	1	給付	便器		4,450	下肢・体幹	1・2級（障害者のみ）	8
						障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表で定める特殊の疾病がある者（以下この表において「難病患者等」という。）で、常時介護を要する者		

1	2	給付	便器	手すり付	5,400	下肢・体幹	1・2級	8
						難病患者等で、常時介護を要する者		
2		給付	訓練用ベッド		159,200	下肢・体幹	1・2級	8
						難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者		
3		給付	特殊マット		19,600	下肢・体幹・知的	1級（障害者）、1・2級（障害児）・A	5
						難病患者等で、寝たきりの状態にある者		
4	1	給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	85,000	視覚	1・2級	6
4	2	給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	再生専用機	35,000	視覚	1・2級	6
5	1	給付	盲人用時計	触読時計	10,300	視覚	1・2級	10
5	2	給付	盲人用時計	音声時計	13,300	視覚	1・2級	10
6		給付	訓練いす		33,100	下肢・体幹	1・2級	5
7		給付	特殊便器	温水洗浄機能付	151,200	上肢・知的	1・2級・A	8
						難病患者等で、上肢機能に障害のある者		
8		給付	特殊寝台		154,000	下肢・体幹	1・2級	8
						難病患者等で、寝たきりの状態にある者		
9		給付	点字タイプライター		63,100	視覚	1・2級	5
10		給付	電磁調理器		41,000	視覚・知的	1・2級・A	6
11		給付	歩行支援用具	手すり、スロープ、歩行器	60,000	下肢・体幹・平衡	1～6級	8

				等		難病患者等 で、下肢が不 自由な者		
12		給付	入浴補助用具		90,000	下肢・体幹 難病患者等 で、入浴に介 助を要する者	1～6級	8
13		給付	特殊尿器		67,000	下肢・体幹・ 平衡 難病患者等 で、自力で排 尿できない者	1級	5
14		給付	火災警報器	一世帯2台ま で	15,500	身体・知的・ 精神	1・2級・A・ 1級	8
15		給付	自動消火器		28,700	身体・知的・ 精神 難病患者等 で、火災発生 の感知及び避 難が著しく困 難な難病患者 等のみの世帯 及びこれに準 ずる世帯	1・2級・A・ 1級	8
16		給付	盲人用音声体温計		9,000	視覚	1・2級	5
17		給付	入浴担架		82,400	下肢・体幹	1・2級	5
18		給付	体位変換器		15,000	下肢・体幹 難病患者等 で、寝たきり の状態にある 者	1・2級	5
19		給付	透析液加温器		51,500	腎臓	1・3級	5
20	1	貸与	老人・障害者用電話	新規設置費用	83,300	難聴又は外出 困難な身体障 害	1・2級	—
20	2	貸与	老人・障害者用電話	回線切替工事 費用	2,000	難聴又は外出 困難な身体障 害	1・2級	—
20	3	貸与	老人・障害者用電話	FAX	7,700	難聴又は外出	1・2級	—

						困難な身体障害		
21		給付	酸素ボンベ運搬車		17,000	呼吸器	1～4級	10
22		給付	聴覚障害者用屋内 信号装置		87,400	聴覚	2級	10
23		給付	視覚障害者用拡大 読書器		198,000	視覚	1～6級	8
24		給付	移動用リフト		159,000	下肢・体幹 難病患者等 で、下肢又は 体幹機能に障 害のある者	1・2級	4
25	1	給付	頭部保護帽 (レディーメイド)		12,160	知的・下肢・ 体幹・平衡	A・1～6級	3
25	2	給付	頭部保護帽 (オーダーメイド)		36,750	知的・下肢・ 体幹・平衡	A・1～6級	3
26		給付	ネブライザー		36,000	呼吸器 難病患者等 で、呼吸器機 能に障害のあ る者	1・3級	5
27		給付	点字図書		年間6 タイト ル又は 24巻	視覚	1～6級	—
28		給付	聴覚障害者用通信 装置	FAX	71,000	聴覚	2～6級	5
29		給付	携帯用会話補助装 置		98,800	音声・言語・ 肢体	1～6級	5
30		給付	盲人用体重計		18,000	視覚	1・2級	5
31		給付	聴覚障害者用情報 受信装置		88,900	聴覚	2～6級	6
32		給付	歩行時間延長信号 機用小型送信機		7,000	視覚	1・2級	10
33		給付	電気式たん吸引機		56,400	呼吸器 難病患者等 で、呼吸器機 能に障害のあ る者	1・3級	5

34		給付	点字ディスプレイ		383,500	視覚・聴覚	両障害とも2級以上で重複障害	6
35		給付	居宅生活動作補助用具	住宅改修費	200,000	下肢・体幹 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者	1・3級	1 住宅につき1回
36		給付	視覚障害者用活字文書読上げ装置		98,800	視覚	1・2級	6
37		給付	聴覚障害者用お知らせアラーム		87,400	聴覚	2・3級	5
38		貸与	一人暮らし用緊急通報装置		—	身障	1・2級	—
39	1	給付	ストマ用装具	消化器系	1月 8,858	直腸	1～4級	—
39	2	給付	ストマ用装具	尿路系	1月 11,639	膀胱	1～4級	—
40	1	給付	点字器	標準型A	10,400	視覚	1～6級	7
40	2	給付	点字器	標準型B	6,600	視覚	1～6級	7
40	3	給付	点字器	携帯用A	7,200	視覚	1～6級	5
40	4	給付	点字器	携帯用B	1,650	視覚	1～6級	5
41	1	給付	人工喉頭	電子式	70,100	音声・言語	3・4級	5
41	2	給付	人工喉頭	笛式	5,000	音声・言語	3・4級	4
42	1	給付	歩行補助つえ	一本杖	2,200	下肢・体幹・平衡	1～6級	3
42	2	給付	歩行補助つえ	一本杖	3,000	下肢・体幹・平衡	1～6級	3
43	1	給付	収尿器	男性用A	7,700	膀胱・下肢・体幹	1～6級	1
43	2	給付	収尿器	男性用B	5,700	膀胱・下肢・体幹	1～6級	1
43	3	給付	収尿器	女性用A	8,500	膀胱・下肢・体幹	1～6級	1
43	4	給行	収尿器	女性用B	5,900	膀胱・下肢・体幹	1～6級	1
44		給付	情報機器用周辺機器及びソフト等		100,000	視覚・上肢	1・2級	6
45		給付	動脈血中酸素飽和		157,500	呼吸器・心臓	1・3級	5

			度測定器(パルスオキシメーター)			難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者		
46		給付	音声血圧計		13,000	視覚	1・2級	5
47		給付	ワンセグラジオ		8,000	視覚	1・2級	5

別表第2 (第52条関係)

(平20規則48・平22規則34・平25規則34・一部改正)

地域生活支援サービスに要する費用の額の算定に関する基準

1 移動支援事業

(1) 身体介護を伴う場合

ア 所要時間30分未満の場合 2,300円

イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,000円

ウ 所要時間1時間以上の場合 5,800円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに820円を加えた額

(2) 身体介護を伴わない場合

ア 所要時間30分未満の場合 800円

イ 所要時間30分以上1時間未満の場合 1,500円

ウ 所要時間1時間以上の場合 2,250円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに750円を加えた額

(3) 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に支援を行った場合は、1回につき、前2号の規定により算出した額に当該算出した額に100分の25を乗じて得た額を加え、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に支援を行った場合は、1回につき、前2号の規定により算出した額に当該算出した額に100分の50を乗じて得た額を加える。

2 日中一時支援事業

(1) 所要時間4時間未満の場合

ア 区分1 2,300円

イ 区分2 2,000円

ウ 区分3 1,500円

(2) 所要時間4時間以上8時間未満の場合

ア 区分1 4,000円

イ 区分2 3,500円

ウ 区分3 2,500円

(3) 所要時間8時間以上の場合

ア 区分1 5,800円

イ 区分2 5,000円

ウ 区分3 3,600円

注

1 重症心身障害児(者)(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児(者))

をいう。)である利用者に対し、医療機関である地域生活支援サービス事業所において、日中一時支援事業を行った場合は、上記の規定に関わらず、所要時間4時間未満の場合は4,860円を、所要時間4時間以上8時間未満の場合は9,720円を、所要時間8時間以上の場合は14,570円を算定する。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して、食事の提供を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき420円を前3号により算出した額に加算する。

3 利用者の心身の状況、介護を行う者又は障害児の保護者の状況等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し、その居宅と地域生活支援サービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき540円を前3号により算出した額に加算する。

別表第3 (第15条の11、第58条、第60条関係)

(平22規則13・全改、平24規則60・平26規則54・平27規則113・一部改正)

区分	対象者	負担上限月額	高額地域生活支援給付費算定基準額
生活保護	生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護受給世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の者	0円	0円
中間所得層	市町村民税課税世帯で所得割が33,000円未満の者	2,500円	37,200円
	市町村民税課税世帯で所得割が33,000円以上235,000円未満の者	5,000円	37,200円
一定所得以上	市町村民税課税世帯で所得割が235,000円以上460,000円未満の者	10,000円	37,200円
	市町村民税課税世帯で所得割が460,000円以上の者	18,600円	37,200円

備考

- 1 対象者欄における世帯の課税状況は、申請があった月の属する年度(申請があった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)の課税状況とする。
- 2 この表において市町村民税とは地方税法第318条の個人の市町村民税(同法第1条第2項の規定により読み替えられる特別区民税を含む。)をいい、所得割とは同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。
- 3 対象者欄における市町村民税非課税世帯とは、世帯員すべての者が当該年度において市町村民税が課税されていない世帯をいう。
- 4 対象者欄における所得割は、申請があった月の属する年度(申請があった月が4月から

6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割の額とする。

- 5 前項に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 6 同一世帯に複数の障害児がいる世帯であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児施設給付費の支給決定を受けている世帯の高額地域生活支援給付費算定基準額は、法に基づく負担上限月額と児童福祉法に基づく負担上限月額のうち、いずれか高い方の額とする。

第1号様式(第10条関係)

手話通訳者・要約筆記奉仕員登録申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所 _____
申請者
氏名 _____ (印)

下記のとおり手話通訳者等の登録を申請します。

記

区 分	手話通訳	要約筆記
申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	職 業	
業務に従事 できる曜日 等及び時間	1 平 日 時～ 時 2 祝 日 時～ 時 3 随 時	
連 絡 先	自宅電話番号 — — 勤務先電話番号 — — 携帯電話番号 — —	
資 格 等	手話通訳技術 認定の有無	1 有 認定された資格等の名称 () 2 無
	受講した要約 筆記講座等	
報 償 金 の 振 込 先	銀行 支店 (普通・当座) 口座番号	

第2号様式(その1)(第10条関係)

手話通訳者・要約筆記奉仕員登録決定(却下)通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

印

年 月 日付で申請があった手話通訳者等の登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 区分 手話通訳 要約筆記

2 登録年月日 年 月 日

第2号様式(その2)(第10条関係)

手話通訳者・要約筆記奉仕員登録決定(却下)通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請があった手話通訳者等の登録について、下記のとおり却下したので通知します。

記

- 1 区分 手話通訳 要約筆記
- 2 却下の理由

備考

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第4号様式(第10条関係)

(表面)

第 号
手話通訳者・要約筆記奉仕員登録証
氏 名 _____
郡山市手話通訳者 上記の者は、 _____ として登録されている者であることを 郡山市要約筆記奉仕員 _____ 証する。
年 月 日
郡山市福祉事務所長 印

(裏面)

注意事項
1 この登録証は、業務に従事する際には、必ず携行しなければならない。
2 この登録証は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は書き換えてはならない。
3 この登録証は、新たに交付を受けたとき又は登録が抹消されたときは、速やかに返還しなければならない。

備考 登録証の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

第5号様式(第11条関係)

意思疎通支援事業申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住 所 _____

申請者

氏 名 _____

下記のとおり手話通訳者等の派遣を申請します。

記

区 分	手話通訳	要約筆記
派遣を希望する日時	年 月 日(時 分～ 時 分)	
派遣を希望する場所		
派遣を必要とする 内 容 等		
備 考		

申請のとおり派遣してよろしいでしょうか。	受 付	年 月 日
	起 案	年 月 日
	決 裁	年 月 日

第6号様式(その1)(第12条関係)

意思疎通支援事業決定(却下)通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付で申請があった手話通訳者等の派遣について、下記のとおり派遣することに決定したので通知します。

記

1 区分 手話通訳 要約筆記

2 派遣年月日 年 月 日

第6号様式(その2)(第12条関係)

意思疎通支援事業決定(却下)通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申請があった手話通訳者等の派遣について、下記のとおり派遣しないことに決定したので通知します。

記

- 1 区分 手話通訳 要約筆記
- 2 却下の理由

備考

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第7号様式(第12条関係)

意思疎通支援事業依頼書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



下記のとおり手話通訳等の業務を依頼します。

記

区 分	手話通訳	要約筆記
実 施 日 時	年 月 日(時 分～ 時 分)	
実 施 場 所		
内 容 等		
申 請 者	住 所 氏 名 連絡先	
備 考		

第8号様式(第13条関係)

意思疎通支援事業活動報告書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

手話通訳者等氏名



下記のとおり 年 月分の業務を報告します。

記

区	分	手話通訳		要約筆記	
派遣日	依頼者氏名	派遣先	派遣時間		備考
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
月 日			時 分～	時 分	
※ 派遣件数		件 ×	円 =		円
		件 ×	円 =		円
			合 計		円

第8号様式の2(第15条の7関係)

郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付費支給申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所 _____
申請者 _____
氏名 _____ ㊞

下記のとおり、入院時意思疎通支援に係る給付費の支給を申請します。

記

障がいの状況(詳細に記入すること。)	
入院(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日
派遣を希望する期間及び時間帯	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分
入院する医療機関の所在地及び名称	所在地 名称
派遣を希望する指定障害福祉サービス事業者の名称及び意思疎通支援員名	名称 氏名
備考	

第8号様式の3(第15条の7関係)

郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付費決定(却下)通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請がありました郡山市重度障害者入院時意思疎通支援に係る給付費の支給について、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

決定 (却下)	利用(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	利用時間帯	時 分 ~ 時 分
	医療機関の所在地	
	医療機関の名称	
	指定障害福祉サービス事業者の名称	
	意思疎通支援員名	

※ 当事業による支援の内容は、入院時における支援対象者と医師、看護師等の医療従事者との意思疎通の円滑化を図る支援に限られます。

却下の理由

備考

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第8号様式の4(第15条の9関係)

郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付費支給取消通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長 印

郡山市地域生活支援事業実施規則第15条の9の規定により、下記のとおり支給決定を取り消したので通知します。

記

支給決定取消日	
取消理由	

備考

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第8号様式の5(第15条の12関係)

郡山市重度障害者入院時意思疎通支援給付費請求書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

請求金額 _____ 円

内 訳	利用者名		請求期間	年 月 日～ 年 月 日		
	意思疎通支援区分			単 価	算定回数	金 額
	1日の利用時間のうち、最初の1時間					
	加算時間(30分ごと)					
	合 計					

上記のとおり請求します。

指定障害福祉サー ビス事業者	所在地	
	名 称	
	代表者名	㊟
	意思疎通支 援員名	㊟

第8号様式の6(第15条の12関係)

郡山市重度障害者入院時意思疎通支援実績報告書

年 月 日 ~ 年 月 日

利用者名		指定障害福祉サー ビス事業者名	
実施医療機関	所在地		
	名 称		

月日	開始 時間	終了 時間	算定 時間	算定回数		医師名又は 看護師等名	意 思 疎 通 支 援 員 名	利 用 者 印
				最 初 の 1 時 間	加算30 分ごと			
合 計								

第9号様式（第19条関係）

日常生活用具給付（貸与）申請書						
						年 月 日
郡山市福祉事務所長						
						住所
						申請者 氏名 ㊟
						個人番号
						（対象者との続柄 ）
						電話番号 — —
次のとおり日常生活用具の給付（貸与）を申請します。						
対象者	氏名	個人番号：	男・女	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生
	住所					
	身体障害者手帳番号			昭・平	年 月 日交付	施設入所希望の有無
	障害名			障害等級	種 号	有()・無
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	個人番号	職業	備考 (介護の状況等)
			年 月 日生			
			年 月 日生			
			年 月 日生			
			年 月 日生			
			年 月 日生			
給付を希望する理由						
申請の内容	給付・貸与を受けたい用具の名称				希望する型式規模等	
	給付・貸与上特に希望する事項				入院の有無	
過去の給付の状況	区 分	給付形態	給付等年月日		給付等内容	
			年 月 日			
			年 月 日			
現在の住まいの状況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の承諾)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともにしていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる

(注意事項) 対象者が障害児の場合は世帯全員分の、対象者が障害者の場合は本人及び配偶者の個人番号を記入すること。

第10号様式(第20条関係)

日常生活用具給付等調査書									
申請受理番号			申請者			対象者			
申請年月日			氏名			との続柄			
対象者	氏名			男・女	生年月日		年 月 日生		
	住所								
	手帳番号			障害等級			種 級		
	障害名			施設入所の有無			有 ・ 無		
世帯の状況	氏名		続柄	生年月日	市民税均等割額	市民税所得割	収入額	備考(職業等)	
				年 月 日生					
				年 月 日生					
				年 月 日生					
				年 月 日生					
				年 月 日生					
				年 月 日生					
				年 月 日生					
				年 月 日生					
				年 月 日生					
世帯区分	1 生活保護		2 低所得 1		3 低所得 2		4 一 般		5 一定所得以上
現在の住まいの状況			1 自家			2 借家(家主の承諾)			
給付(貸与)後の生活の状況	日常生活での動作の状況(入浴・排便・移動・その他(該当する動作に○))				その他の状況				
	1 自力でできるようになる。 2 一部介助でできるようになる。 3 給付しても全介助である。 4 給付しても一部介助である。 5 その他()				1 コミュニケーションが容易になる。 2 情報入手が容易になる。 3 (在宅生活・独居)が可能になる。 4 その他()				
給付(貸与)の必要性の有無		1 有		理由					
		2 無							
給付(貸与)する用具名(型)			自己負担額			円			
予定価格			円			公費負担額			円
特記事項									
年 月 日					調査員職氏名				
					㊟				

備考 「生活保護」の世帯区分には、生活保護受給世帯のほか、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を含む。

第11号様式(第21条関係)

日常生活用具給付決定通知書					
					年 月 日
様					
郡山市福祉事務所長					印
年 月 日付で申請があった日常生活用具の給付については、次のとおり決定したので通知します。					
給付番号			給付決定年月日	年 月 日	
対象者氏名			生年月日	年 月 日生	
居住地				電話番号	
給付する用具の名称			納入業者		
型式・規格等			納入業者所在地		
価 格	円	自己負担額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですので、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前にお支払いください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは固く禁止します。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 この処分に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算し60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>5 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>				

第12号様式(第21条関係)

日常生活用具貸与決定通知書					
					年 月 日
様					
郡山市福祉事務所長					印
年 月 日付けで申請があった日常生活用具の貸与については、次のとおり決定したので通知します。					
貸与番号			貸与決定年月日	年 月 日	
対象者氏名			生年月日	年 月 日生	
居住地				電話番号	
貸与する用具の名称			納入業者		
型式・規格等			納入業者所在地		
価 格	円	自己負担額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に貸与されるものですので、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前にお支払いください。</p> <p>2 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは固く禁止します。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 この処分に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算し60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>5 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>				

第13号様式(第21条関係)

日常生活用具給付(貸与)却下通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請があった日常生活用具の 給付 ・ 貸与 については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第14号様式（第22条関係）

日常生活用具給付券			
給付番号		給付券発行 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日生
居住地		電話番号	
扶養する者の氏名 (対象者が児童の場合)		対象者との続柄	
給付する用具名		型式・規格等	
価 格	円	公費負担額	円
		自己負担額 (扶養する者が 支払うべき額)	円
業者名			
業者所在地			
この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	業者が郡山市に支払を請求できる期限	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郡山市福祉事務所長 印</p>			
※納品年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
※対象者又は扶養義務者 より受領した額			
※業者所在地 代表者名 代表者印	印		
◎受領者氏名・受領印	印	確認者 職氏名	印
その他特記事項			

(注意事項) ※印は納入した業者が、◎印は受領者が記入すること。

第 17 号様式 (第 34 条関係)

住宅改修費等給付申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所

申請者 氏名 ㊟

個人番号

(対象者との続柄)

電話番号 — —

次のとおり住宅改修費の給付を申請します。

対象者	氏名	個人番号:	男・女	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日生
	住所							
	身体障害者手帳番号			昭・平	年	月	日交付	施設入所希望の有無
	障害名			障害等級	種	号	有()・無	
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	個人番号	職業	備考 (介護の状況等)		
			年 月 日生					
			年 月 日生					
			年 月 日生					
			年 月 日生					
			年 月 日生					
給付を希望する理由								
改修の内	区 分				居宅生活動作補助用具			
	1 手すりの取付け	2 床段差の解消			1 便器	2 手すり		
	3 床材の変更	4 扉の取替え			3 スロープ	4 その他 ()		
	5 便器の取替え	6 その他 ()						
過去の給付の状況	区 分		給付形態	給付等年月日		給付等内容		
				年 月 日				
				年 月 日				
現在の住まいの状況	住 宅	1 自宅	浴 槽	1 和式	便 器	1 和式		
		2 借家 (貸主の承諾)		2 洋式		2 洋式		
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助が必要	排 便	1 他人の介助が必要	移 動	1 車いす使用		
		2 清拭のみ		2 便器(携帯用)使用		2 他人の介助を必要 (一部・全部)		
		3 入浴、清拭ともにしていない		3 自分でできる		3 自分でできる		
		4 自分でできる				3 自分でできる		

(注意事項) 1 申請時にはこの用紙と一緒に図面及び改修工事見積書を添付すること。

2 対象者が障害児の場合は世帯全員分の、対象者が障害者の場合は本人及び配偶者の個人番号を記入すること。

第18号様式(第35条関係)

住宅改修費等給付調査書							
申請受理番号				申請者氏名		対象者との続柄	
申請年月日		年月日					
対象者	氏名			性別		生年月日	年月日生
	住所						
	手帳番号				障害等級	種級	
	障害名				施設入所の有無	有・無	
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	市民税均等割額(円)	市民税所得割(円)	収入額(円)	備考(職業等)
			年月日生				
			年月日生				
			年月日生				
			年月日生				
			年月日生				
			年月日生				
			年月日生				
			年月日生				
			年月日生				
世帯区分							
現在の住まいの状況							
給付後の生活の状況							
給付の必要性の有無		理由					
改修内容					自己負担額	円	
予定価格		円			公費負担額	円	
特記事項							
年 月 日				調査員職氏名		㊟	

第19号様式(第36条関係)

住宅改修費等給付決定通知書 年 月 日 様 郡山市福祉事務所長 印 年 月 日付けで申請があった日常生活用具については、次のとおり決定したので通知します。			
給付番号		給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日生
改修する住宅の住所			
住宅改修の内容及び給付する居宅生活補助用具			
業者名			
業者所在地			
価 格	円	公費負担額	円
		自己負担額 (扶養義務者が支払うべき額)	円
注 意 事 項	1 この処分に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。		

第20号様式(第36条関係)

住宅改修費等給付却下通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請があった住宅改修費等の給付については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

備考

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 21 号様式（第 37 条関係）

住宅改修費等給付券			
給付番号		給付券発行 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日生
改修する住宅の 所在地			
改修内容			
業者名			
業者所在地			
価 格	円	公費負担額	円
		自己負担額 (扶養する者が 支払うべき額)	円
<p>上記のとおり決定する。 年 月 日 郡山市福祉事務所長 印</p>			
※改修完了年月日	年 月 日	確認年月日	年 月 日
※対象者又は申請者 より受領した額			
※業者所在地 代表者名 代表者印	印		
◎対象者又は申請 者氏名・確認印	印	確認者 職氏名	印
その他特記事項			

(注意事項) ※印は納入し、又は施行した業者が、◎印は対象者又は申請者が記入すること。

点字図書給付申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所

申請者 氏名 ⑩

(対象者との続柄)

電話番号 — —

下記により点字図書の給付を申請します。

対象者	氏名		男・女	生年月日 明・大・昭・平	年 月 日生
	住所				
	身体障害者手帳番号			交付年月日	年 月 日
	障害名			障害等級	種 級
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考 (介護の状況等)
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
給付を受けたい点字図書名					
備考					

第23号様式(第45条関係)

年度 点字図書発行証明書

給付申請者 氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
給付申請図書 図書名 _____ 出版施設名 _____ 巻数 _____ 巻 価格 _____ 円 自己負担額 _____ 円 公費負担額 _____ 円
給付証明書 上記の点字図書を給付することを証明する。 年 月 日 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市福祉事務所長 印

地域生活支援給付費支給申請書
 （移動支援事業・日中一時支援事業）

郡山市福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日生	
	氏名	個人番号： ㊟				
	居住地	〒 -		電話番号		
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ			生年月日	年 月 日生	
	障害児氏名	個人番号：		続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		

サービス利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期限	年 月 日
		利用中のサービスの種類と内容等				
サービス利用の 状況	介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の 種類・内容	種別	<input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 日中一時支援事業				
	内容					

第26号様式(第51条関係)

地域生活支援給付費支給決定通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申請のありました地域生活支援給付費の支給について、
下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者(保護者)氏名	
支給決定日	年 月 日	支給決定に係る障害児氏名	
支給決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
区分			
利用者負担上限月額	円		

サービスの種類	支援の内容
移動支援	
日中一時支援	
特記事項	

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第27号様式(第51条関係)

地域生活支援給付費支給却下通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付で申請があった地域生活支援給付費の支給については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第28号様式(第51条関係)

(一)		(二)		(三)					
地域生活支援サービス受給者証		支給決定の内容		支給決定の内容					
受 給 者	番 号	移動 支援 事業	支給決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	日 中 一 時 支 援 事 業	支給決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
	居 住 地		支 給 量 等 (月当たり)				支 給 量 等 (月当たり)		
	フリガナ								
	氏 名								
生年月日	年 月 日生	(予備欄)				利用者負担割合	1割	利用者負担 上 限 月 額	円
フリガナ									
氏 名									
生年月日	年 月 日生	(予備欄)				特記事項欄			
交 付 年 月 日	年 月 日					(予備欄)			
市 町 村 番 号 並びに発行機関名 及 び 印									

(四) 支給量変更の記載欄		
サービスの種類	変更後の支給量	市町村認印
	変更年月日 年 月 日	
	変更年月日 年 月 日	
	変更年月日 年 月 日	
(予備欄)		

(五) 移動支援事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認印
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	

(六) 移動支援事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業者確認印
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	

(七)

注 意 事 項

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っててください。
- 2 地域生活支援給付費により行う移動支援事業及び日中一時支援事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を地域生活支援サービス事業所に提示してください。
- 3 地域生活支援サービスを受けるときに支払う金額は、サービスに要した費用(食費等を除く。)の1割です。ただし、三面の利用者負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。
- 4 支給決定期間を経過したときは、地域生活支援事業の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、郡山市障がい福祉課にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。
- 5 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。
- 6 この証の一面の記載事項に変更があったときは14日以内にこの証を添えて、郡山市障がい福祉課にその旨を届け出てください。

(八)

- 7 支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合は、事前に郡山市障がい福祉課に御連絡又は御相談をしてください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、郡山市障がい福祉課に届け出てください。
- 8 この証を破損したり、汚したり、又は紛失したときは、速やかに郡山市障がい福祉課に届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、郡山市障がい福祉課に返してください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を、郡山市障がい福祉課に返してください。
- 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 11 支給決定の内容欄に記載されていない地域生活支援事業については、支給は受けられません。

地域生活支援給付費支給変更申請書
 （移動支援事業・日中一時支援事業）

郡山市福祉事務所長

次のとおり支給決定の変更を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	個人番号： ④	生年月日	年 月 日生
	居住地	〒	電話番号	
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ	個人番号：	生年月日	年 月 日生
			続柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号

サービス利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期限	年 月 日
		利用中のサービスの種類と内容等				
変更を申請する支援の 種類・内容	介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				
変更を申請する支援の 種類・内容	種別	<input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 日中一時支援事業				
	内容					

第30号様式(第53条関係)

地域生活支援給付費支給変更決定通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申請がありました地域生活支援給付費の支給について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		
支給決定障害者(保護者)氏名		支給決定に係る障害児氏名	
変更年月日	年 月 日		
変更後のサービスの種類、内容及び支給量			
変更後の利用者負担上限月額			円
変更の理由			

※ 受給者証を郡山市障がい福祉課に提出してください。

提出先 郡山市障がい福祉課 住所 郡山市朝日一丁目23番7号 電話番号

提出期限 年 月 日

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第31号様式(第54条関係)

地域生活支援給付費支給取消通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



郡山市地域生活支援事業実施規則第54条第1項の規定により、下記のとおり支給決定を取り消したので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定取消日		支給決定に係る 障害児氏名	
取消理由			

※ 受給者証を郡山市障がい福祉課に提出してください。

提出先 郡山市障がい福祉課 住所 郡山市朝日一丁目23番7号 電話番号

提出期限 年 月 日

備考

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第32号様式(第54条関係)

受給者証返還届

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所
届出者
氏名



下記により地域生活支援サービス受給者証を返還します。

記

受給者氏名		受給者番号	
支給決定に係る 児童氏名		支給決定年月日	年 月 日
受給者居住地			
転出先居住地			
返還理由			
		受給者証回収日	年 月 日

※注意事項 届出者は太線枠内のみ記入してください。

年 月 日

郡山市福祉事務所長

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
支給決定障害者 (保護者)氏名	個人番号: ㊟		
居 住 地	〒		
		電話番号	
フリガナ		続柄	
支給決定に係る 障害児氏名	個人番号:	生年月日	年 月 日生

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 支給決定障害者等(本人) <input type="checkbox"/> 本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒		
		電話番号	

変更事項 (該当に○を 付けてください。)	支給決定障害者等 に関するもの	1 氏名	2 居住地	3 連絡先
	利用者である児童 に関するもの	1 氏名	2 居住地	3 連絡先 4 保護者との続柄
	そ の 他			
変更内容	変更前			
	変更後			

第34号様式（第56条関係）

受給者証再交付申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

受給者証の再交付を申請します。

フリガナ 支給決定障害者 (保護者) 氏名	個人番号： ⑩	生年月日	年 月 日生
居 住 地	〒 ー 電話番号		
フリガナ 支給決定に係る 障 害 児 氏 名	個人番号：	続柄	生年月日 年 月 日生

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ 氏 名		支給決定 障害者と の 関 係	
住 所	〒 ー 電話番号		

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他 具体的な状況
-------	---------------------------------------------------------------------

※ 従前使用していた受給者証を添付すること（紛失の場合を除く。）。

第35号様式(第57条関係)

地域生活支援サービス事業所登録届

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊟

地域生活支援サービス事業所として登録したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

登録しようとする事業	種	類			
	内	容			
経営者	氏 名 (名 称)				
	住 所	(主たる事務 所の所在地)			
事業の運営方針					
職 員	職 種	定 数	職 務 の 内 容		
		人			
		人			
事業を行おうとする区域					
事業の用に 供する施設	名称及び種類				
	所 在 地		定 員	人	
事業開始の予定年月日			年 月 日		

備考

- 「事業の用に供する施設」の欄は、日中一時支援事業を行おうとする場合のみ記入すること。
- 次に掲げる書類を添付すること。
 - 定款その他基本約款
 - 主な職員の経歴書
 - 収支予算書及び事業計画書

第36号様式(第57条関係)

地域生活支援サービス事業所登録事項変更届

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称及
び代表者の氏名



下記のとおり郡山市地域生活支援事業実施規則第57条第1項の規定により届け出た事項
を変更したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

事業の種類		
変更事項		
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

第37号様式(第57条関係)

地域生活支援サービス事業所登録廃止(休止)届

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊟

下記のとおり地域生活支援サービス事業所の登録を廃止(休止)したいので、郡山市地域生活支援事業実施規則第57条第3項の規定により届け出ます。

記

廃止(休止)予定年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に地域生活支援サービスを受けていた者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 休止予定期間の欄は、地域生活支援サービス事業所の登録を休止する場合に記入すること。

第38号様式(第59条関係)

地域生活支援給付費請求書

郡山市福祉事務所長

請求金額	十億			百万			千			円
------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳				年		月分		
	請求項目				明細書件数	金額(円)		
	合計							

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号										
請求事業者	住所 (所在地)	〒 —								
	電話番号									
	名称									
	職・氏名	⑩								

第 43 号様式（第 60 条関係）

高額地域生活支援給付費支給申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額地域生活支援給付費の支給を申請します。

フリガナ			①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法	
申請者氏名	個人番号： ㊦	制 度	受給者証番号又は被保険者証番号	
生年月日	年 月 日生			
居 住 地	電 話 番 号			
フリガナ		続 柄		
支給決定に係る障害児氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日生	
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額		円	申請に係るサービス利用月	年 月分
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額		円		
同一世帯に属する他の支給決定障害者等	氏 名	生年月日	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法	
	個人番号：	年 月 日生	制 度	受給者証番号又は被保険者証番号
	個人番号：	年 月 日生		
	個人番号：	年 月 日生		

- 注 1 支払額を証する領収書を添付してください。
 2 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
 3 申請者と同一世帯に他の支給決定障害者等がいるときは、全員分の申請書を併せて提出してください。

高額地域生活支援給付費を次の口座に振り込んでください。

口座振替依頼書	銀 行	本 店	口座種目	口座番号				
	信用金庫	支 店						1 普通預金 2 当座預金 3 その他 ()
	信用組合	支 所						
金融機関コード	店舗コード							
	フリガナ							
	口座名義人							

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ	申 請 者	
氏 名	との関係	
住 所	〒	電 話 番 号

第44号様式(第60条関係)

高額地域生活支援給付費支給・不支給決定通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請があった高額地域生活支援給付費の支給については、次のとおり決定したので通知します。

支給決定 障害者等氏名		受給者証番号
支給決定に係る 障害児氏名	

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

支 払 方 法				
<input type="checkbox"/> 窓 口 払		<input type="checkbox"/> 口 座 払		
お持ちいた だくもの	・この通知書 ・受給者証 ・申請書に使用した印鑑	振 込 先	金融機関	
			口座種目	
口座番号			
口座名義人				
支払場所				
支払期間	年 月 日～年 月 日 月曜～金曜(平日に限る。) 午前 時～午後 時			

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第45号様式(第75条関係)

年 月 日

訪問入浴サービス利用申請書

郡山市福祉事務所長

住 所

申請者 氏 名 ㊟

(利用者との続柄)

電話番号 — —

訪問入浴サービスを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利 用 者	住 所					
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日生	性 別	
	身 体 障 害 者 手 帳	第 号	年 月 日 交付		種 級	
		障 害 名				

年 月 日

訪問入浴サービス利用決定(却下)通知書

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付で申請があった訪問入浴サービスの利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 訪問入浴サービスの利用を認めます。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
訪問入浴実施事業所名		

2 訪問入浴サービスの利用は認められません。

理由：

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第48号様式(第76条関係)

年 月 日

訪問入浴サービス利用状況変更届

郡山市福祉事務所長

住所
届出者
氏名



訪問入浴サービスについて、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

利用者氏名		生 年 月 日	年 月 日生	性別	
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後		
変更年月日	年 月 日				

第49号様式(第77条関係)

訪問入浴サービス利用停止・取消通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

印

郡山市地域生活支援事業実施規則第78条第1項の規定により、訪問入浴サービスの利用について、下記の理由により停止・取消しましたので通知します。

記

利 用 者 名	
停 止 ・ 取 消 期 日	年 月 日
停 止 ・ 取 消 の 理 由	

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第50号様式(第83条関係)

更生訓練費支給申請書

郡山市福祉事務所長

年 月 日

入所している施設

施設の所在地

氏 名

㊟

生 年 月 日

年 月 日生(歳)

下記のとおり更生訓練費の給付を申請します。

記

1 更生訓練費支給申請額 円

(内訳)

	訓練のための経費			通所のための経費			備 考
	訓練日数	単価	金額	通所日数	単価	金額	
年 月分	日	円	円	日	円	円	

2 添付書類

訓練を受けた日数及び通所した日数に関する施設長の証明

第51号様式(第84条関係)

更生訓練費支給決定(却下)通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請がありました更生訓練費の支給について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 更生訓練費支給決定額 円
(内訳)

年 月分	訓練のための経費			通所のための経費			備考
	訓練日数	単価	金額	通所日数	単価	金額	
	日	円	円	日	円	円	

2 却下の理由

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第52号様式(第85条関係)

更生訓練費支給申請書(施設用)

(年 月分)

支給対象者	訓練のための経費			通所のための経費			備考
	訓練日数	単価	金額	通所日数	単価	金額	
	日	円	円	日	円	円	
更生訓練費支給申請額 円 内訳 訓練のための経費計 円 通所のための経費計 円							
支給対象者からの委任に基づき、 年 月分を上記のとおり申請する。 なお、上記については、事実と相違ないことを証明する。							
年 月 日							
施設名							
施設長職氏名 (印)							
郡山市福祉事務所長							

第53号様式(第93条関係)

身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住 所
氏 名 ①
(生年月日 年 月 日)
電話番号 ー

郡山市地域生活支援事業実施規則第93条の規定により、運転免許取得費に係る助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 申請額 金 円
- 身体障害者手帳及び障害名
交付番号 市・県 第 号
交付年月日 年 月 日
障害等級 第 種 級
障害名
- 運転免許取得の目的
- 自動車学校
名称
所在地
- 取得計画
入校年月日 年 月 日
卒業(予定)年月日 年 月 日
免許取得(予定)年月日 年 月 日

6 必要経費等

対象経費の支出 予定額 A	助成上限額 ($A \times 2/3$) B	助成限度額 C	助成額 (B又はCのいずれか低い方の額)
円	円	円	円

添付書類

- ・自動車運転免許取得費内訳書(見積)

第54号様式(第94条関係)

身体障害者自動車運転免許取得費助成決定通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申請があった身体障害者自動車運転免許取得費の助成について、次のとおり助成金を交付することに決定したので通知します。

助成金交付額	円
対象者氏名	
対象者住所	
自動車学校名	
助成条件	助成請求書提出後内容確認のうえ交付する。
摘要	

第55号様式(第94条関係)

身体障害者自動車運転免許取得費助成却下通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付で申請があった身体障害者自動車運転免許取得費の助成について、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第56号様式(第95条関係)

身体障害者自動車運転免許取得費助成請求書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付で交付決定を受けた身体障害者自動車運転免許取得費助成
事業が完了したので、下記のとおり請求します。

記

1 自動車学校の名称

2 運転免許取得年月日

入校年月日 年 月 日

卒業年月日 年 月 日

免許取得年月日 年 月 日

3 実績等

対象経費の 支出額 A	助成上限額 (A×2/3) B	助成限度額 C	助成額 (B又はCのいずれか低い方の額)
円	円	円	円

添付書類

- ・自動車運転免許証の写し
- ・自動車運転免許取得費内訳書

第58号様式(第101条関係)

身体障害者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住 所
氏 名 (生年月日 年 月 日) (印)
電話番号 ー

郡山市地域生活支援事業実施規則第101条の規定により、身体障害者用自動車改造費に係る助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 身体障害者手帳及び障害名
交付番号 市・県 第 号
交付年月日 年 月 日
障害等級 第 種 級
障害名
- 3 自動車改造の目的
- 4 自動車の車種
- 5 自動車改造の内容

6 必要経費等

対象経費の支出 予定額	助成限度額	助成額 (AまたはBのいずれか低い方の額)
A 円	B 円	円

添付書類

- ・自動車運転免許証の写し
- ・見積書(改造費用が明確なもの)
- ・前年分の所得証明書(1月から6月までの申請は前々年分)

第59号様式(第102条関係)

身体障害者用自動車改造費助成決定通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申請があった身体障害者用自動車改造費の助成について、
次のとおり助成金を交付することに決定したので通知します。

助成金交付額	円
対象者氏名	
対象者住所	
車 種	
改 造 内 容	
助 成 条 件	助成請求書提出後内容確認のうえ交付する。
摘 要	

第60号様式(第102条関係)

身体障害者用自動車改造費助成却下通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付で申請があった身体障害者用自動車改造費の助成について、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第61号様式(第103条関係)

身体障害者用自動車改造費助成請求書

年 月 日

郡山市福祉事務所長

住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた身体障害者用自動車改造費助成事業が完了したので、下記のとおり請求します。

記

1 自動車の型式等

型 式
登 録 番 号

2 自動車改造の内容

3 実績額等

対象経費の支出額 A	助成限度額 B	助成額 (A又はBのいずれか低い方の額)
円	円	円

添付書類

- ・自動車車検証の写し
- ・領収書(改造費用が明確なもの)

第62号様式(第105条関係)

郡山市地域生活支援事業助成金等支給額増額申請書

郡山市福祉事務所長

住所
申請者
氏名



下記の理由により、地域生活支援事業助成金等の支給額の増額を申請します。

記

増額を受けようとする者の氏名		生年月日	年	月	日生		
増額を受けようとする者の住所							
受給者氏名							
対象事業名							
現在の助成金等の額	円						
家族の状況	続柄	氏名	性別	生年月日	職業	月収(円)	健康状態
				年 月 日生			健・否
				年 月 日生			健・否
				年 月 日生			健・否
				年 月 日生			健・否
				年 月 日生			健・否
				年 月 日生			健・否
増額を受けようとする理由							

第63号様式(第105条関係)

郡山市地域生活支援事業助成金等支給額増額決定(却下)通知書

年 月 日

様

郡山市福祉事務所長



年 月 日付けで申請があった郡山市地域生活支援事業助成金等の増額について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

増額を受けようとする者の氏名			
対 象 事 業 名		増額の金額	円
決 定 (却 下) 理 由			

備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告(市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- 第1号様式（第10条関係）
（平20規則28・平26規則54・一部改正）
- 第2号様式（その1）（第10条関係）
（平20規則28・平26規則54・一部改正）
- 第2号様式（その2）（第10条関係）
（平20規則28・平26規則54・一部改正）
- 第3号様式（第10条関係）
（平20規則28・一部改正）
- 第4号様式（第10条関係）
（平20規則28・平26規則54・一部改正）
- 第5号様式（第11条関係）
（平20規則28・平25規則34・平26規則54・一部改正）
- 第6号様式（その1）（第12条関係）
（平20規則28・平25規則34・平26規則54・一部改正）
- 第6号様式（その2）（第12条関係）
（平20規則28・平25規則34・平26規則54・一部改正）
- 第7号様式（第12条関係）
（平20規則28・平25規則34・平26規則54・一部改正）
- 第8号様式（第13条関係）
（平20規則28・平25規則34・平26規則54・一部改正）
- 第8号様式の2（第15条の7関係）
（平26規則54・追加）
- 第8号様式の3（第15条の7関係）
（平26規則54・追加）
- 第8号様式の4（第15条の9関係）
（平26規則54・追加）
- 第8号様式の5（第15条の12関係）
（平26規則54・追加）
- 第8号様式の6（第15条の12関係）
（平26規則54・追加）
- 第9号様式（第19条関係）
（平27規則113・全改）
- 第10号様式（第20条関係）
（平20規則48・平26規則54・一部改正）
- 第11号様式（第21条関係）
- 第12号様式（第21条関係）
- 第13号様式（第21条関係）
- 第14号様式（第22条関係）
（平27規則113・全改）
- 第15号様式（第29条関係）

第16号様式（第29条関係）

第17号様式（第34条関係）

（平27規則113・全改）

第18号様式（第35条関係）

第19号様式（第36条関係）

第20号様式（第36条関係）

第21号様式（第37条関係）

（平27規則113・全改）

第22号様式（第45条関係）

第23号様式（第45条関係）

第24号様式（第46条関係）

第25号様式（第51条関係）

（平27規則113・全改）

第26号様式（第51条関係）

（平19規則19・一部改正）

第27号様式（第51条関係）

第28号様式（第51条関係）

（平19規則19・平19規則45・平20規則10・平20規則48・一部改正）

第29号様式（第53条関係）

（平27規則113・全改）

第30号様式（第53条関係）

（平20規則10・一部改正）

第31号様式（第54条関係）

（平20規則10・一部改正）

第32号様式（第54条関係）

第33号様式（第55条関係）

（平27規則113・全改）

第34号様式（第56条関係）

（平27規則113・全改）

第35号様式（第57条関係）

（平19規則19・平26規則54・一部改正）

第36号様式（第57条関係）

（平26規則54・一部改正）

第37号様式（第57条関係）

（平19規則19・平26規則54・一部改正）

第38号様式（第59条関係）

（平26規則54・一部改正）

第39号様式（第59条関係）

（平19規則19・一部改正）

第40号様式（第59条関係）

第41号様式（第59条関係）
第42号様式（第59条関係）
（平19規則19・旧第43号様式繰上・一部改正）
第43号様式（第60条関係）
（平27規則113・全改）
第44号様式（第60条関係）
（平19規則19・旧第45号様式繰上、平26規則54・一部改正）
第45号様式（第75条関係）
（平19規則19・旧第46号様式繰上・一部改正）
第46号様式（第75条関係）
（平19規則19・旧第47号様式繰上・一部改正）
第47号様式（第75条関係）
（平19規則19・旧第48号様式繰上・一部改正）
第48号様式（第76条関係）
（平19規則19・旧第49号様式繰上・一部改正）
第49号様式（第77条関係）
（平19規則19・旧第50号様式繰上・一部改正）
第50号様式（第83条関係）
（平19規則19・旧第51号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第51号様式（第84条関係）
（平19規則19・旧第52号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第52号様式（第85条関係）
（平19規則19・旧第53号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第53号様式（第93条関係）
（平19規則19・旧第54号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第54号様式（第94条関係）
（平19規則19・旧第55号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第55号様式（第94条関係）
（平19規則19・旧第56号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第56号様式（第95条関係）
（平19規則19・旧第57号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第57号様式（第97条関係）
（平19規則19・旧第58号様式繰上・一部改正）
第58号様式（第101条関係）
（平19規則19・旧第59号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第59号様式（第102条関係）
（平19規則19・旧第60号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第60号様式（第102条関係）
（平19規則19・旧第61号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正）
第61号様式（第103条関係）

(平19規則19・旧第62号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正)

第62号様式 (第105条関係)

(平19規則19・旧第63号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正)

第63号様式 (第105条関係)

(平19規則19・旧第64号様式繰上・一部改正、平26規則54・一部改正)